

令和7年6月17日

(名称) 月形町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

月形町は、新篠津村方面へ通じる村営バス（江別月形線）、町内を循環する住民混乗可能なスクールバス（3路線）、令和2年5月に廃止となったJR札沼線の代替交通手段として、札幌市や当別町方面へ通じる代替バス（月形当別線）と、浦臼町方面へ通じる代替バス（月形浦臼線）、令和7年3月に廃線となった中央バス月形線の代替となる岩見沢月形線の新たな運行により構成される公共交通機関網が広がっている。

令和2年4月から運行しているJR札沼線の代替バスは、札幌市・当別町・浦臼町方面へと通じる機能を有しており、通学・通勤を目的とした利用者にとって必要不可欠な交通手段となっているが、人口減少等の理由から、公共交通機関の利用者は減少しており、今後も行政に係る負担は増加することが予想される。

今後の人口減少・高齢化を踏まえて、利用促進を図りながら、地域間幹線系統（月形当別線及び岩見沢月形線）や地域内フィーダー系統（月形浦臼線）を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことを目的とする。

なお、申請内容は、浦臼町の策定する計画にも記載している。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【町民の広域的な生活交通を支援する公共交通の確保】

JR札沼線が廃止となったことから、札幌市・当別町方面あるいは浦臼町方面への広域的な生活移動の確保を目的に代替バスの運行を行っている。

町民ニーズに即した代替バスを運行し、月形浦臼線の延べ利用者数の増加、収支率の改善及び公的資金投入額の抑制を指標として設定する。

【月形浦臼線の利用者数】

R8年度（R7.10.1～R8.9.30）目標値：3,140人

※R6年度（R5.10.1～R6.9.30）の利用者数2,816人

フィーダー系統確保維持に必要な人数として、年間便数1,570便に対する平均乗車人数2人以上の確保を目指す。

【月形浦臼線の収支率】

R8年度（R7.10.1～R8.9.30）目標値：3.1%以上

※R6年度（R5.10.1～R6.9.30）の収支率「3.1%」を踏まえ、R8年度の目標値「3.1%以上」を目指す。

【月形浦臼線の公的資金投入額】

R8年度（R7.10.1～R8.9.30）目標値：13,321千円以下

※R6年度（R5.10.1～R6.9.30）の公的資金投入額「13,321千円」を踏まえ、R8年度の目標値「13,321千円以下」を目指す。

(2) 事業の効果

月形町・浦臼町間の代替バスを維持することにより、月形町北部から浦臼町南部の集落の高齢者等の通院・買い物・通学などの日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、幹線（札幌市方面及び岩見沢市方面）と支線（月形町・浦臼町間）とのネットワークが連携されることで効率的な運行体系が実現でき、外出促進・地域活性化にもつながり、沿線町の公共交通全体の利用拡大が図られる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・JR札沼線代替バスについて、町民の利用状況やニーズを踏まえて、運行ルートや運行時間帯、便数、運賃等の運行内容を検討し、町民等が使いやすいバス路線を整備（月形町地域公共交通活性化協議会、月形町、隣接2町、運行事業者）
- ・月形町内を運行する公共交通の情報発信として、ホームページだけでなく、各種公共交通の運行情報を記載した総合的なバスマップを随時更新し、町民へ配布するほか、観光客向けに町内市街地に整備した交通結節点等での配布。バスの運行情報がリアルタイムで確認できるバスロケーションシステムの導入。（月形町地域公共交通活性化協議会、月形町）
- ・町民の公共交通への意識醸成を図ることを目的とした公共交通に関する地域への出前講座や各種団体等への説明会、講演会の開催（月形町地域公共交通活性化協議会、月形町、町民、町内各種団体）
- ・児童・生徒や高齢者等の町民を対象としたバスの乗り方講習や体験乗車の実施。（月形町地域公共交通活性化協議会、月形町、小中学校、運行事業者）
- ・町内に住所を有する小学校5年生から中学校3年生までを対象に、町内を運行する路線バス往復料金の相当額を助成する、路線バスお試し乗車券交付事業の実施。（月形町地域公共交通活性化協議会、月形町、小中学校）
- ・町内に住所を有し、助成を受けようとする年度で満22歳以下の生徒及び学生を対象に、通学に際し、月形当別線、月形浦臼線、岩見沢月形線、江別月形線いずれかの路線の町内のバス停からの利用をする場合に、通学定期券の費用の一部を助成する月形町公共交通通学交通費助成事業の実施。（月形町地域公共交通活性化協議会、月形町）
(月形町地域公共交通計画 P44、P46、P48～49 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

運行事業者への補助金額については、運行経費から運行収入を差し引いた差額分を、月形町及び浦臼町で負担する（月形町62%・浦臼町38%を負担）。負担費用見込み総額22,307千円。そのうち月形町負担見込み額は13,830千円。

また、国補助金は、月形町及び浦臼町で距離案分し負担額に充当する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

運行事業者からの実績報告及び町民、民生委員児童委員等へのアンケートの実施、各路線の乗降調査、各種懇談会でのヒアリングにより測定する。

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p> <p>表5のとおり</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>月形浦臼線は令和2年度から運行しているが、当初導入した車両は令和6年1月の事故で車両が全損となったため、急遽中古の車両を取得し運行している。 運行車両の不具合も散見されており、令和2年の新規取得より5年が経過していることから、車両減価償却費等国庫補助金を活用し、新たに1台取得する必要がある。</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>(1) 事業の目標 札幌・当別方面あるいは浦臼方面への広域的な生活移動の確保を目的に代替バスの運行を行っている。 町民ニーズに即した代替バスを運行し、月形・浦臼間のバス路線の延べ利用者数の増加を指標として設定する。 R8年度（R7.10.1～R8.9.30）目標値：3,140人 フィーダー系統確保維持に必要な人数として、年間便数1,570便に対する平均乗車人数2人以上の確保を目指す。</p> <p>(2) 事業の効果 月形・浦臼間の代替バスを維持することにより、月形町北部から浦臼町南部の集落の高齢者等の通院・買い物・通学などの日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。 また、幹線（札幌方面及び岩見沢方面）と支線（月形・浦臼間）とのネットワークが連携されることで効率的な運行体系が実現でき、外出促進・地域活性化にもつながり、沿線にある町の公共交通全体の利用拡大が図られる。</p>
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>表6のとおり なお、運行事業者への補助金額については、車両経費から車両減価償却費等国庫補助金を差し引いた差額分を月形町及び浦臼町が負担する。</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p>① 車両の代替による費用削減等の内容 該当なし ② 代替車両を活用した利用促進策 該当なし</p>

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和6年5月21日 令和6年度第1回協議会

- ・主な協議事項：月形町地域公共交通網形成計画の評価について
地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
札沼線代替バス月形当別線地域旅客運送サービス継続事業実施計画（案）について

令和6年7月22日 令和6年度第2回協議会

- ・主な協議事項：札沼線代替バス月形当別線地域旅客運送サービス継続事業実施計画について
中央バス月形線代替交通について

令和6年10月17日 令和6年度第3回協議会

- ・主な協議事項：中央バス月形線代替交通について
定額ハイヤーの運賃について
月形町地域公共交通計画の変更（案）について
地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について

令和7年1月17日 令和6年度第4回協議会

- ・主な協議事項：令和7年度協議会予算（案）について

令和7年5月28日 令和7年度第1回協議会

- ・主な協議事項：月形町地域公共交通計画の評価について
地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・令和6年6月に老人クラブに定額ハイヤー事業の説明、月形線、月形当別線の乗降調査を実施する。
- ・令和7年4月に老人クラブに令和6年度札沼線代替バス、岩見沢月形線、定額ハイヤー事業の説明し意見交換を実施する。
- ・令和7年5月に民生委員児童委員協議会に地域交通について説明し意見交換を実施する。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 樺戸郡月形町 1219番地

(所 属) 月形町企画振興課地域振興係

(氏 名) 主査 松本 信也

(電 話) 0126-53-2325

(e-mail) chiikishinko@town.tsukigata.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

《参考》

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地 営業区域	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
月形町	株式会社美唄自動車学校	(1) 月形浦臼線	えみる	札比内駅	月形駅	往 19.3km 復 19.5km	362 日	1,570.0 回			路線定期運行	①・②(1)	下段モータース月形当別線とアオヤナギ観光バス岩見沢月形線の町内交通結節点(月形駅・月影幼稚園)、浦臼駅前バス浦臼港川線の浦臼町内外交通結節点(えみる)と接続するダイヤ設定などの措置を講じる。	③
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						
						往 km 復 km	日	回						

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

運行系統図及び運行ダイヤを添付(乗用タクシーの場合は営業区域図を添付)		
基準ハ	①	補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統
	②(1)	過疎地域等のいずれかをその沿線に含む地域間交通ネットワーク(※)のフィーダー系統
	②(2)	交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワーク(※)のフィーダー系統
基準ホ	①	当該補助対象期間中に新たに運行を開始するもの
	②	既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの
	③	前年度補助対象期間から地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの(利便増進特例及び運送継続特例によるものを除く)

※「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統、鉄軌道路線、内航旅客船航路及び国内定期航空路をいう。この場合において、「地域間幹線バス系統」とは、複数市町村(ただし、平成13年3月31日における市町村の状態に応じたもの。)にまたがる平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	月形町
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	3,691
交通不便地域	3,691

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,691	町内全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定期日及び特例適用開始年度

計画名	策定期日	特例適用開始年度
月形町地域公共交通計画	令和6年3月28日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
月形町	株式会社美唄自動車学校	1	(1) 月形浦臼線	小型車両			14	令和8年度			一括
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 2.「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。